

第7回犀川水系河川整備検討委員会議事要旨

1. 日時 : 平成15年10月17日(金)13時00分~15時30分
2. 場所 : 石川県庁 11階1105会議室
3. 出席者 : 玉井委員長、稲垣委員、井幡委員、川村委員、北浦委員、作田委員、
敷波委員、辻本委員、東委員、三森委員、矢島委員、山岸委員、吉田委員

4. 議題

- (1) 議事の公開の可否確認
- (2) 第6回犀川水系河川整備検討委員会議事要旨の確認
- (3) 基本方針策定部会からの報告・犀川水系河川整備基本方針(案)について
- (4) 犀川水系河川整備基本方針(案)についての総合的な検討
- (5) 犀川水系河川整備基本方針に関するQ & A(案)について
- (6) 取りまとめ

5. 議事概要

- (1) 事務局から開催の挨拶が行われた。
- (2) 委員長から議事公開の確認が行われ、委員の了承を得た。
- (3) 第6回の議事要旨の確認を行い、修正があれば1週間以内にご連絡をいただくことを提案し、委員の了承を得た。
- (4) 矢島部会長から「基本方針策定部会からの報告」が行われた。内容は以下の通り。

基本方針策定部会は9名の委員から構成され、6月10日と7月14日の2回にわたって検討を行った。そして、8月12日の親委員会へ3部構成の基本方針に盛り込む項目、内容について報告し、委員会の議論を踏まえて9月4日に第3回策定部会で更に検討した。

その結果を基に私と事務局で案の取りまとめを行い、本委員会の前に全部会委員に案に対する御意見をいただき、一部加筆訂正して最終的にまとめたものが犀川水系河川整備基本方針(案)である。

内容の論旨を更に明確にするために、当初3部構成だったものを4部構成にした。

第1部は、「流域の現況」として自然や歴史、文化、更には犀川が金沢中心街を流れているという特性を踏まえて流域の現況を総論的にまとめた。

第2部は問題点の洗い出しとして、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針についてまとめた。地域の歴史と文化については、大変多くの用水の水を犀川水系から取水しているという他の都道府県にはない大きな特徴があるので、用水と市民生活という話にまで踏み込んでいる。

第3部は河川の整備の基本となるべき事項ということで、具体的に検討した数値を基にしてどうするかということに踏み込んでまとめている。

第4部は、1~3部の中身を踏まえた、今後の河川整備計画に向けてまとめた。

- (5) 犀川水系河川整備基本方針に関する総合的な検討が行われた。各委員からの主な意見・質問は以下の通り。

(川村委員) 私は地形・地質の分野の専門家として、この委員会に参加しております。そういう意味では、第1部1.2の中に犀川の地形と地質の特徴を明記していただいており、とりわけ地質については源流部の火山岩地帯から中流部にかけての大桑・

卯辰山層の化石が出る堆積岩、更には下流側の非常に新しい超軟弱地盤についてもきちんとしていただいております。地形についても、環境の面で河岸段丘での社会生活の状況、環境の多様性などについて述べてあります。専門の立場から考えると、大変良い基本方針ができあがっていると思います。

(北村委員) 私は利水関係でこの部会に参加いたしました。私が以前から指摘しておりました、灌漑面積の減少に比例して灌漑水量が減少するのはおかしいという点に関しましては、灌漑面積は減っているけれども、用水は灌漑用水だけではなく防火用水、消流雪用水、生活雑用水、つまり地域用水といったものも非常に重要なウェイトを占めているということを十分考慮されています。更に、取水量に関しましても、農業用水管理者とも調整を図ることが必要といった点を十分記載されておりますので、私としてはこの案は適切ではないかと考えております。

(北浦委員) 金沢には犀川から取水されている用水以外にもお堀があります。そのお堀には犀川と関連のある浅野川からかつて取水されておりましたので、7ページ下から4行目の「当時軍事上の防衛線となる城の堀の役割を担っており、」という辺りに「二重にお堀が掘られていた。」というように、惣構堀についても少し書いていただければよかったですかなと思います。

(玉井委員長) 確かに浅野川に関する記述は十分入っていると思いますが、惣構堀個別には入っておりません。現実には街中には看板が出ていたりして、街中で意識されていると思いますから、それについては取り入れる方向で考えたいと思います。場所としては、用水の話が書いてある7ページ下から4行目よりも、加賀百万石の城下町のことが書いてある4.1の最初の段落に「お堀も浅野川からも水を引いて作られてきた。」と入れた方がいいような気がします。

(稲垣委員) 部会で専門家の方々に議論を重ねて、概ねうまくまとめていただいたと思います。ただ全般の話として、治水対策の議論の中で9案から3案に絞って優劣が付くような議論をしてきました。しかし、それを基本方針の中ではあまり具体的なことは盛り込まないということでしたが、計画を作る際に治水対策を絞り込んだ過程をある程度反映させるのでしょうか。

(玉井委員長) その点について私の考えを申し上げますと、第2部1.治水機能の確保というところで、「犀川大橋付近において大規模な工事を行うということは金沢市街に対する影響も大きく、金沢らしさを失うことに繋がりがかねない。」という治水対策を絞る過程が盛り込まれていると考えております。この結果として、犀川大橋地点での計画高水は現在流しうる流下能力で決めようという結論に繋がっていると思います。代替案をいくつか議論した委員会での見解、優先度の違いという議論の結果が十分反映されていると思います。

(辻本委員) 今日欠席されている池本委員が、水質については、BODだけではなく、特に水域利用、水面利用との関連で大腸菌などの別の水質指標が関わってくるのではないかとおっしゃったと思います。基本的な方針として水利用に応じた水質項目について配慮するというようなことを明記しておかれた方がよいのではないかと思います。

第2部3の2つ目のパラグラフ「良好な水質保全に努める。」という辺りに「水辺、あるいは水利用形態に応じた水質項目についての配慮が」というような文面を入れればよろしいかと思います。それが、3行目「多様な生物種の保全や景観、親水の観点から、さらなる水質の保全と向上を図る。」という辺りに、「もう少し水質項目に適切なもの考える。」というようなことが入れればよいかと思います。

(玉井委員長) 「さらなる水質の保全と向上を図る。」という文言に続けて、「なお、活動形態

に応じて水質項目自体を考えることが重要です。」という趣旨を入れるということですね。

- (矢島委員) 今、辻本委員が言われたことは、一区切りに言えば健康ということでしょうか。
- (辻本委員) 部分的に言えばそうなりますが、健康ということをあまり表に出すとどこでも殺菌しなければならないのかということになりかねないわけです。多様な生物種を保全するような場所では健康項目よりも多様性が優先されるべきですし、人間が実際に水に入って利用するような場所では健康項目を重要視すべきだというようなフレキシビリティがうまく表現できたらと私は思うのです。
- (玉井委員長) 親水といっても考え方によって色々あると思います。最近の議論では、環境省が生き物に対する水質基準を作っていこうとしています。「活動形態に応じた適切な水質項目を考慮することが望ましい。」ですかね。
- (辻本委員) 案を言わせていただくと、13 ページ 2 行目は「現状では、全ての環境基準点で環境基準を満足しているが、」という部分を「BOD については満足しているが、多様な生物種の保全や景観、親水の形態に応じた水質項目に基づいた水質の保全と向上を図る。」という表現にすればよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。
- (玉井委員長) 今の点については「親水の観点に応じた項目について、さらなる水質の保全と向上を図る。」ということによろしいでしょうか。
- (辻本委員) 治水について、ひとつ抜けていると思うことがあります。課題の中で事業が長期化して整備が迅速にやっつけられないというところがあるわけですが、その時、ただ単にソフト面での対策だけではなく、整備の途中段階での安全性をどのように考えるかということも基本方針の中を書く必要があるのではないのでしょうか。
- 今求められていることは、緊急的に取らなければならない措置はできるだけ瞬時に対応していくことですので、計画の途中段階での安全性に関する配慮が必要だと思います。
- どれを順番にやっつけばいいのかということを考えることが整備計画で非常に重要なことなのですが、基本方針は整備計画を立てるときの方針をうたうわけですから、基本方針で整備が進む途中段階での安全性についてもできるだけ考慮するようにうたっておくのが、これからの治水だと思います。
- (玉井委員長) 10 ページの下から 2 つ目のパラグラフに、経過段階でのことを書き、その次にソフト的な対策もしっかりやりましょうということですので、下から 2 番目のパラグラフに付けるのがいいでしょう。
- (辻本委員) あえて言うなら、「洪水の安全な流下を図る。」の後に、「途中段階の安全性についても、整備においては十分考慮すること。」とか、整備計画を考える時には重要な問題だという認識だけは残したいということです。具体的な文言として、「整備計画策定にあたっては、途中段階での安全性についても考慮することが望ましい。」という感じでしょう。
- (玉井委員長) 委員会としては、そういう事項の了解ということにしましょう。
- (山岸委員) 基本的なところは摺り合わせをさせていただいていると思います。ただ、17 ページのまとめのところで「今後 20～30 年」とありますが、このまとめの部分が一番ご覧になる比率が高いと思いますので、この 20～30 年という年月について、文章的にもう少し説明しておいた方がいいのではないかと思います。
- (玉井委員長) そういう意味では、誤解を少なくするためには「当面の河川整備についても」という部分を「今後 20 年～30 年間の当面の河川整備についても」と、順番を変更したいと思います。
- (山岸委員) 第 4 部のまとめのところで「犀川水系河川整備基本方針の策定にあたっては、」

という2行の文章はまとめのところでは重要ではありませんので、一番上か一番下に移行した方がよろしいのではないかと思います。

(玉井委員長) そうですね。まとめの真ん中にくるようなものではありませんね。

それと、第2段落始めに「こうした理念に基づいて」と始まりますが、その前にはあまり理念は書いていません。文章的には良くないですね。

(辻本委員) 基本方針案は委員会が提言して、基本方針自身は県知事が策定するものだと思うのですが、犀川水系河川整備基本方針はこの委員会名で出されるのでしょうか。また、我々が出す文章は基本方針のあり方だと思いますが、委員会として提言するものと県知事が策定するものは一字一句同じなのでしょうか。

(事務局) 検討委員会の方からお示いただく方針案を受けまして、河川管理者、行政としての形で再度作るという形になるかと思いますが、県としましては、基本的に委員会でおまとめいただいたこの基本方針案をそのまま基本方針としたいという考えでございます。できましたら17ページの「基本方針の策定にあたっては」という文章を「基本方針の策定作業にあたっては」と調整させていただきまして、作業の中でこういう議論をいただいたという意味合いにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(玉井委員長) 策定は県が行うわけですから、この委員会活動の最終報告書としての表題はどのようにしましょうか。この基本方針案を県としての整備基本方針とするために、第4部まとめの部分はずしてはいかがでしょうか。16ページまでを県の基本方針として、第4部は河川整備計画の策定に関わる時に考えるべき事項を整備方針のエッセンスとして抜き出した委員会としての最終結論としてはいかがでしょうか。そういう意味で、この表題は「整備基本方針に向けて」というような感じでしょうか。

(山岸委員) タイトルを変えていきますと、それに伴って周囲のことが変わってくると思います。最初から表札を掲げて議論してきましたので、タイトルはそのままがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

(玉井委員長) 委員会としての基本方針案が、整備検討委員会と一緒に公表されれば、何の問題もないと思います。ですから、ここで議論していただいた結果、委員会としては整備の基本方針をこう考えており、そのためには4部の構成で成り立っているという解釈でよろしいでしょうか。

(矢島委員) これは検討委員会としてまとめたものであって、きちんと県がまとめたものではないということが明記してありますので、タイトルはそのままがいいと思います。委員会としての結論をまとめるためには、やはり第4部をきちんとつけて今後どうするかという所を明確にしなければいけないと思います。

(敷波委員) 14ページの4.2川と金沢の風土の上から5行目「これらを河川の再改修で失うことは、犀川らしさ、金沢らしさを失うことに繋がることから、」とありますが、「失う」とまで言う必要があるのでしょうか。

(山岸委員) これは「失う」という表現が2回出てくるというニュアンスの問題かと思うますので、県の方で上手に直していただいたらどうでしょうか。

(玉井委員長) そうですね。例えば、「育んできた。河川の整備に際しては、犀川らしさ、金沢らしさを失うことなく、犀川・浅野川と用水、伝統的な街並みと調和した景観の保全に努めながら、川づくりを進める。」というくらいにしておきましょう。

(山岸委員) 19ページの地図に少しカラーを入れることはできないのでしょうか。具体的には、対象河川を水色にし、治水基準点とか大事なところについては目立つ色にしておけば、ずいぶん見栄えが違ってくると思います。

(玉井委員長) 回答は一般的であるのに比べ、写真は具体的な写真が出ていて、違和感がありますね。

(山岸委員) 13ページのQ19ですが、「治水対策には、河川改修、ダム等が考えられますが、」とありますが、治水対策には河川改修、ダム等があると知っているのに、役割を聞くということになるのではないのでしょうか。質問としては、本当は「一般的に河川改修、ダムの役割分担はどうして決めるのですか。」という質問だと思いますので、頭の「治水対策には」はいらぬのではないのでしょうか。

(玉井委員長) 質問は一般的であるにも関わらず、回答は具体的な犀川水系の説明をしているわけですね。ただし、このQ&Aは犀川水系の整備基本方針の内容を市民の方々に理解していただくという目的もありますので、一般論と具体例を同時に伝えたいわけですね。この辺をどのようにしましょうか。

(山岸委員) この質問では内容のPRと委員会の確認とか色々な要素を伝え、知って欲しいという考えだと思いますけれども、一般にインターネットを開いて見る人に有効度を高めてあげるといふことになると、質問と解答という構文の方がなじみやすいと思います。「治水対策施設についての質問」と書いてありますから、その施設の中で河川改修やダムの役割分担は何ですかということを一一般の人が聞きたい主項目だろうという気がします。

(玉井委員長) やはりQ&Aはできるだけ教科書的な基本的な考え方を伝える。それが分かった上で犀川水系の整備基本方針を読んでいただければ、こういうものがここに出てきて、そういう考え方で決められているということが分かっていたという方向が、基本ではないでしょうか。13ページであれば、川の名前や橋の場所はA、B、Cという形にして、犀川大橋は基準地点であって、基準地点でどう判断するかが河川計画の基本ですから、基準地点は書くということがいいのでしょうか。それでは、原則は教科書として考えてということできたいと思います。

(事務局) 早速修正等を行い、できるだけ早く公開できるように進めてまいりたいと思います。ホームページを通じまして、県民に説明をいたす所存でございますので、これに関しましては努力をしております。それから、従前から計画が変わったという点もございます。基本高水のピーク流量を1920m³/sから1750m³/sに見直したことを含めまして、治水・利水計画について今後河川整備計画を作っていく中でまた説明をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(7) 委員会としての犀川水系河川整備基本方針の取りまとめが行われた。各委員からの主な意見は以下の通り。

(玉井委員長) 委員会としての犀川水系河川整備基本方針の取りまとめは、第4部のまとめを委員の皆様にご確認いただければ、委員会としての取りまとめとなるのではないかと考えております。方針的には、今まで議論したことが第3部までに盛り込まれておりますし、第4部は今後の整備計画の上でこういう観点、項目を十分に考慮してくださいという位置付けになると思います。

(稲垣委員) 犀川水系河川整備基本方針(案)の(括弧)はいらぬのではないのでしょうか。また、検討委員会として提出するには4部は必要なものであると思うのですが、基本方針としてまとめるならばこの4部は必要ではないのではないかと疑問があります。第4部とする必要があるのでしょうか。

(玉井委員長) 県が河川管理者としてお持ちになる河川整備基本方針は3部まででしょう。この4部は検討委員会としての提言であり、4部を含めたものが委員会の最終文章

になるという御理解でいかがでしょうか。第4部とするか否かということに関しましては、そのような選択肢もありますが、まとめという見出しも、河川整備計画に向けてという内容も間違いはないと思いますが、いかがでしょうか。

(矢島委員) 第4部をはずして「まとめ」という形にしますと、第1部の前に「始めに」という項目をつけないと整合性が取れません。

(玉井委員長) 第4部の表題は「河川整備計画に向けて」ということにして、思い切って「まとめ」を省いてしまってもいいのかもしれないですね。

(山岸委員) 「始めに」と「終わりに」という項目を入れれば、第4部「河川整備計画に向けて」でよろしいのではないのでしょうか。または、まとめを省くだけでいいのではないのでしょうか。

(矢島委員) 「始めに」「終わりに」ですと、1、2、3部と内容が重なってしまってくるのではないのでしょうか。

(玉井委員長) 行政上の文章としての犀川水系河川整備基本方針というものは、多分第4部がはずされ、第3部までの内容、多分文章も同じもので県の犀川水系河川整備基本方針が公表されるということになるかと思しますので、この委員会としてのまとめである整備基本方針としては4部構成でよろしいのではないのでしょうか。

(三森委員) 新たな貯留施設については、部会の方で示された対策案で進められるのでしょうか。

(矢島委員) 3つの案に絞って最終的にはどの案にするかということは、この委員会の性格にはそぐわないと思いますので、それに関しましては別の委員会などが中心となって検討されればよろしいのではないのでしょうか。

(三森委員) せっかく貴重な犀川の現状を捉えてまとめていただいたものですので、一日でも早く対策を実現していただきたいと思います。

(8) 事務局から閉会の挨拶が行われた。